

各県立学校長 殿

体育保健課長

体育活動中（運動部活動含む）における熱中症事故の防止について（通知）

標記については、日頃から格別の配慮をいただいているところですが、梅雨明け以降、連日高温が続き、体育活動中における熱中症による救急搬送が急増しています。

ついては、気温・湿度などの環境条件及び別添資料1に示す運動に関する指針に基づき、体育活動を中止するなどの判断を適切に行うよう、貴校関係者に周知願います。

なお、活動を実施する際においても、下記の事項に留意して熱中症予防対策に万全を期すとともに、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な措置を講ずるよう願います。

記

1 熱中症の予防

(1) 健康観察

(2) 水分・塩分の補給（活動前、活動中、活動後）

・水分や塩分の補給ができる環境の整備（スポーツドリンク、経口補水液）

(3) 休養等

・気温および湿度の状況により活動内容および時間の見直し

・適切な休養の確保（例：30分に1回など）

2 熱中症の症状

(1) めまい、失神、筋肉痛、筋肉の硬直、手足のしびれ、気分の不快

(2) 頭痛、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感

(3) 意識障害、けいれん、手足の運動障害、高体温、肝機能障害、腎機能障害
血液凝固障害

※ (2)、(3) は救急搬送

（出典：環境省 熱中症環境保健マニュアル2018）

3 熱中症事故の留意点

・生徒に既往症もなく、体調不良もない状態で屋内・屋外、運動中や運動以外を問わず上記1の症状が見られる場合は、まず、熱中症を疑い早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行う。

・病院への搬送が必要な場合は、迅速に救急車を手配するとともに、管理職へ速やかに報告すること。

・部活動指導員、外部指導者を活用している学校については、部活動指導員、外部指導者にも本内容を周知する。